

平成27年稲敷市農業委員会第8回総会

〔8月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第18条の6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について
 - 日程 5 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 6 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
 - 日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 8 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 10 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 11 農地改良協議に対する同意について
 - 日程 12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程 13 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）
 - 日程 14 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 15 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程 10 議案第4号
- 日程 11 議案第5号
- 日程 12 議案第6号
- 日程 13 議案第7号
- 日程 14 議案第8号
- 日程 15 議案第9号

出席委員

1 番	古 澤 真 和 君	1 7 番	坂 本 富 男 君
2 番	遠 藤 一 行 君	1 8 番	濱 田 昭 一 君
3 番	高 須 一 郎 君	1 9 番	横 田 悌 次 君
4 番	加 納 昭 君		
5 番	根 本 脩 君	2 1 番	飯 塚 恒 雄 君
6 番	小 貫 和 子 君	2 2 番	篠 崎 惣 壽 君
7 番	吉 岡 一 仁 君	2 3 番	澤 邊 雅 之 君
8 番	山 本 陽 子 君	2 4 番	野 口 克 行 君
9 番	松 田 守 君	2 5 番	篠 崎 文 夫 君
1 0 番	村 山 文 雄 君	2 6 番	山 下 恭 一 君
1 1 番	関 口 邦 子 君	2 7 番	飯 沼 喜 見 古 君
1 2 番	山 口 幸 一 君	2 8 番	墳 本 典 勇 君
1 3 番	森 田 康 君	2 9 番	松 本 文 雄 君
1 4 番	木 内 昌 秀 君	3 0 番	足 立 久 美 子 君
1 5 番	坂 本 雅 美 君	3 1 番	黒 田 仁 君
1 6 番	宮 本 昇 君	3 2 番	川 島 昇 君

欠席委員

2 0 番	宮 本 善 助 君
-------	-----------

出席説明委員

農業委員会事務局長	森 川 春 樹
農業委員会事務局長補佐	飯 島 伸 生
農業委員会事務局係長	油 原 雅 人
農業委員会事務局主査	宮 本 昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

7月30日（木） 農業委員会稲敷郡協議会会長局長合同研修
31日（金） 於 長野県 上田市農業委員会
出席者 加納 昭会長，森川春樹局長

8月3日（月） 平成27年度稲敷市農政対策会義
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 加納 昭会長、高須一郎会長職務代理者
横田悌次委員、山口幸一委員、澤邊雅之委員、
飯塚恒雄委員、川島 昇委員、古澤真和委員、
篠崎惣寿委員、野口克行委員、森川春樹局長

8月11日（火） 茨城県農業会議第115回定例会議
於 水戸市 市町村会館
出席者 加納 昭会長、森川春樹局長

8月17日（水） 茨城県農業会議第420回常任会議員会議
於 水戸市 市町村会館
出席者 加納 昭会長、森川春樹局長

午後3時開会

○**農業委員会事務局長（森川春樹君）** それでは、ただいまから、平成27年8月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○**議長（加納 昭君）** それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は、31名でございます。欠席委員は20番、宮本善助委員の1名でございます。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○**議長（加納 昭君）** 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、14番、木内昌秀委員、15番、坂本雅美委員の両名を指名いたします。

日程 1 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出
について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告、願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、上馬渡字上馬渡、田、2筆、8,997平方メートルでございますが茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、押砂字中野、田、4筆、5,227平方メートルでございますが、同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権の移転を行うものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出
について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号3番までを一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作をしており、農業委員会に

よる、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、阿波崎字大割、田、1筆、745平方メートルでございますが双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、阿波崎字白畑ほか4地区、田、22筆、畑、1筆、27,901平方メートルでございますが双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、阿波崎字田中前、田、3筆、1,159平方メートルでございますが双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番、押砂字中野、田、4筆、5,227平方メートルでございますが双方の都合により合意解約するものでございます。

よろしく、ご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田、1筆、58.58平方メートルでございますが、申請人が、農業用倉庫として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1項第1号の規定に基づくものでございます。

受理番号2番、市崎字芝山、畑、1筆、145平方メートルでございますが、申請人が、農業用倉庫として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1項第1号の規定に基づくものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第5号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います

報告第5号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会があったものでございます。

太田字大辺田、田、1筆、195平方メートルでございますが、さる7月21日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、農地法の農地に該当するため、買受適格証明証を要する旨回答をいたしました。

受理番号2番から11番については、稲敷市納税課より照会があったものでございます。一括して報告をいたします。さる7月21日及び22日に担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、いずれの土地も農地法の農地に該当するため、買受適格証明証を要する旨回答をいたしました。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転5件でございます。

受理番号1番、浮島字羽根山、田、3筆、1,285平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号2番、高田字御城、田、1筆、237平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号3番、高田字御城、田、2筆、266平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号4番、高田字渡場ほか2地区、田、5筆、畑、2筆、2,032平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号5番、浮島字原下、田、1筆、1,170平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。以上5件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございますが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番について、小貫委員より報告願いたいします。

○6番（小貫和子君）6番、小貫です。受理番号1番について報告いたします。さる8月21日、宮本委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しており、田植機、コンバイン、乾燥機を全部、稲敷市浮島の〇〇新一さんに委託しております。農作業従事日数は、150日であります。経営面積50アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番から4番について、松本委員より報告をお願いいたします。

○29番（松本文雄君）29番、松本です。受理番号2番、3番、4番について報告いたします。8月20日に篠崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、野菜・さつまいもを栽培している農業者です。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台を所有しております。コンバイン、乾燥機は、同地区高田の〇〇さんをお願いしています。農作業従事日数は250日であります。経営面積389アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議を願いたいします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○16番（宮本 昇君）16番、宮本です。受理番号5番について報告いたします。8月2

1日に小貫委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台であります。田植、刈り取り、乾燥等は、〇〇さんに委託をしております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は112アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、太田字柳渕、田、1筆、350平方メートルについてでございますが、申請人が既に農作物栽培用施設用地として利用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域内用途区分変更済、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○1番（古澤真和君）1番、古澤です。受理番号1番について、さる21日、川島委員、山本委員、事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、既に農作物栽培用施設用地として利用するものであり、周辺農

地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 10ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、太田字柳渕、田、1筆、2,409平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場及び駐車場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、太田字堀川、田、1筆、351平方メートルについてでございますが、申請人が既に農業用倉庫用地として利用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、浮島字ひ可しほか2地区、畑、6筆、748平方メートルについてでございますが、申請人が一時的に山砂採取運搬道路用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と

考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

11ページをお開き願います。

受理番号4番，桑山字台ノ前，畑，1筆，253平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番，駒塚字駒形，畑，1筆，2，781平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番，幸田字権現久保，畑，1筆，1，200平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます、申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○1番（古澤真和君）1番，古澤です。受理番号1番について、さる21日、川島委員、山本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、資材置場・駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○32番（川島 昇君）32番，川島です。受理番号2番について、さる21日、古澤委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、既に農業用倉庫用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものと考えられます。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号3番について、小貫委員より報告をお願いいたします。

○6番（小貫和子君）6番，小貫です。受理番号3番について、さる21日、宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、一時的に山砂採取運搬道路用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以

上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号4番から5番について、飯沼委員より報告をお願いいたします。

○27番（飯沼喜見古君）27番、飯沼です。受理番号4番、5番について、さる24日、篠崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、それぞれ、駐車場用地及び、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もいたしました但し問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号6番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君）21番、飯塚です。受理番号6番について、さる21日、森田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）12ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、蒲ヶ山字辺田向、牧場1筆、666平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、約40年前に牧場を廃業し放置され、荒地状態になっております。

受理番号2番、市崎字芝山、畑2筆、667平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、結佐字下結佐、畑1筆、60平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月19日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○28番（墳本典勇君） 28番、墳本です。受理番号1番について、さる21日、村山委員と横田委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明のとおりで間違いはなく40年以上前に牧場を廃業し放置され荒れ地状態であることを確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いいたします。

○13番（森田 康君） 13番、森田です。受理番号2番について、さる21日、飯塚委員、木内委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号3番について、私、4番、加納より報告させていただきます。受理番号3番について、さる21日、関口委員と坂本委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地として判断します。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程11 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）13ページをお開き願います。

議案第5号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成27年8月10日受理、太田字柳渕、田1筆、1,040平方メートルのうち676平方メートルについて、田畑転換の為の農地改良協議でございます。

業者に搬入を依頼し、山砂販売所より338立方メートル購入し、申請地を50センチメートル埋め立てる計画でございます。埋立て後は、畑として利用し野菜を作付する計画です。以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明を終わりにします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程12 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく 願います。

14ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」で

す。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。

今回は、再設定が、9件、12筆、20,103平方メートルについてで、受理番号1番から9番の詳細につきましては、議案書とおおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。以上説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程13 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権転貸)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 16ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は、再設定が2件、3筆、4,266平方メートル、稲敷市農業公社を介しての利用権転貸です。

受理番号1番、2番は、再設定ですので、詳細については、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程14 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
（中間管理事業）

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）17ページをお開きください。

議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものです。今回は、7件、田39筆、75,591平方メートルについての利用権設定です。

受理番号1番から7番の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程15 議案第9号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について
（中間管理事業）

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第9号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 19ページをお開きください。

議案第9号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」です。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の（案）に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画（案）は、7件、田39筆、75,591平方メートルについてです。借受人につきましては、同法17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集により応募され、公表されている者で、同法18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、特に問題がないと思われます。

受理番号1番から7番の配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第9号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成27年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後3時47分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長

加 納 昭

⑩

1 4 番委員

木 内 昌 秀

⑩

1 5 番委員

坂 本 雅 美

⑩
